

## 仕事と育児の両立行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年2月1日～平成31年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。
--

<対策>

●平成28年2月～ 育児休業取得者に対して（産前、産後休業期間中も含む）月に一度連絡を行い、社内の状況（業務内容や業務体制等）を伝えることにより、育児休業取得者が、安心して育児休業を取得し、円滑に職場復帰できるようにする。